

温 泉 分 析 書

日本衛生 温 第 0245 号

1 申請者の住所及び氏名	北海道河東郡音更町十勝川温泉 北14丁目1番地	十勝川温泉開発有限会社 代表取締役 中津川 武志					
2 源泉名及び採水地	十 勝 川 温 泉 (源泉名 : 共同一号泉、町営3号源泉、笹井源泉の混合泉) 河東郡音更町十勝川温泉北14丁目2番地40 十勝川温泉配湯所						
3 採水地における調査及び試験成績							
(イ) 調査及び試験者	日本衛生株式会社 塩崎 義則						
(ロ) 調査及び試験年月日	令和 5 年 6 月 28 日						
(ハ) 泉 温	52.8 °C (気温 23 °C)	(ニ) 湧 出 量 : ※ L/min(動力揚湯)					
(ホ) 知 覚 的 試 験	淡黄褐色澄明、無味、無臭	(ヘ) 電気伝導率 : 0.21 S/m					
(ト) pH 値	7.9	(チ) ラドン (Rn) :					
4 試験室における試験成績							
(イ) 試 験 者	日本衛生株式会社 藤田 哲哉						
(ロ) 分析終了年月日	令和 5 年 7 月 14 日						
(ハ) 知 覚 的 試 験	淡黄褐色澄明、無味、無臭 (採水後 29時間)						
(ニ) 密 度	0.9992	(20/4°C)					
(ホ) pH 値	7.78						
(ヘ) 蒸 発 残 留 物	1.176	g/kg (180°C)					
5 試料1kg中の成分 : 分量及び組成							
(イ) 陽 イオン	ミリグラム (mg)	ミリバル (mval)	ミリバル % (mval%)	(ロ) 陰 イオン	ミリグラム (mg)	ミリバル (mval)	ミリバル % (mval%)
水素イオン H ⁺				ふっ化物イオン F ⁻	1.6	0.08	0.44
ナトリウムイオン Na ⁺	401.5	17.46	96.00	塩化物イオン Cl ⁻	442.1	12.47	68.74
カリウムイオン K ⁺	8.8	0.23	1.26	水酸化物イオン OH ⁻			
アンモニウムイオン NH ₄ ⁺	1.0	0.06	0.33	硫化水素イオン HS ⁻	0.0	0.00	0.00
マグネシウムイオン Mg ²⁺	0.6	0.05	0.27	チオ硫酸イオン S ₂ O ₃ ²⁻	0.0	0.00	0.00
カルシウムイオン Ca ²⁺	7.9	0.39	2.14	硫酸イオン SO ₄ ²⁻	0.8	0.02	0.11
アルミニウムイオン Al ³⁺				炭酸水素イオン HCO ₃ ⁻	329.8	5.41	29.82
マンガンイオン Mn ²⁺				炭酸イオン CO ₃ ²⁻	2.0	0.07	0.39
鉄(II)イオン Fe ²⁺				りん酸イオン HPO ₄ ²⁻	0.6	0.01	0.06
鉄(III)イオン Fe ³⁺				臭化物イオン Br ⁻	2.2	0.08	0.44
計	419.8	18.19	100.	計	779.4	18.14	100.
(ハ) 遊離成分							
非 解 離 成 分	ミリグラム (mg)	ミリモル (mmol)	非 解 離 成 分	ミリグラム (mg)	ミリモル (mmol)		
メタけい酸 H ₂ SiO ₃	128.9	1.65					
メタほう酸 HBO ₂	37.2	0.85					
計	166.1	2.50					
溶存物質(ガス性のものを除く)				1.365 g/kg			
溶存ガス成分				腐植質:1.8 mg/kg			
遊離二酸化炭素 CO ₂	4.4	0.10	共同一号泉:河東郡音更町十勝川温泉北14丁目2番地40 町営3号源泉:河東郡音更町十勝川温泉北14丁目4番1 笹井源泉:河東郡音更町十勝川温泉北15丁目1番23				
遊離硫化水素 H ₂ S	0.0	0.00					
計	4.4	0.10					
成分総計				1.370 g/kg			
(ニ) その他の微量成分				マンガン:0.02mg/kg、銅:0.05mg/kg アルミニウム:0.01mg/kg、総ひ素:0.004mg/kg、鉛:10.0 μg/kg 鉄:検出せず、亜鉛:検出せず、カドミウム:検出せず、総水銀:検出せず			
6 泉 質	ナトリウム-塩化物・炭酸水素塩温泉(低張性弱アルカリ性高温泉)						
7 禁忌症、適応症	「温泉分析書別表」中5に記載する。						
令和 5 年 7 月 14 日							
				登録分析機関 登録番号 北海道 第11号 札幌市清田区平岡1条1丁目1番40号 日本衛生株式会社			

温 泉 分 析 書 別 表

衛研依第5041-10号

<p>1 源泉名： 共同一号泉、町営3号源泉、 笹井源泉の混合泉</p>	<p>2 採水地： 北海道河東郡音更町十勝川温泉北14丁目 2番地40 十勝川温泉配湯所</p>
<p>3 温泉分析申請者： 河東郡音更町十勝川温泉北14丁目1番地</p>	<p>十勝川温泉開発有限会社 代表取締役 中津川 武志</p>
<p>4 泉質： ナトリウム-塩化物・炭酸水素塩温泉 (低張性弱アルカリ性高温泉)</p>	<p>(旧泉質名： 含重曹一食塩泉)</p>
<p>5.1 禁忌症は次のとおりである。</p> <p>(1)温泉の一般的禁忌症 (浴用)</p> <p>病気の活動期 (特に熱のあるとき)、活動性の結核、進行した悪性腫瘍又は高度の貧血など身体衰弱の著しい場合、少し動くと息苦しくなるような重い心臓又は肺の病気、むくみのあるような重い腎臓の病気、消化管出血、目に見える出血があるとき、慢性の病気の急性増悪期。</p> <p>(2)泉質別禁忌症 (浴用)</p> <p>該当項目なし。</p> <p>(3)含有成分別禁忌症 (飲用)</p> <p>この温泉は飲用に利用しない。</p> <p>5.2 適応症は次のとおりである。</p> <p>(1)療養泉の一般的適応症 (浴用)</p> <p>筋肉若しくは関節の慢性的な痛み又はこわばり (関節リウマチ、変形性関節症、腰痛症、神経痛、五十肩、打撲、捻挫などの慢性期)、運動麻痺における筋肉のこわばり、胃腸機能の低下 (胃がもたれる、腸にガスがたまるなど)、軽症高血圧、耐糖能異常 (糖尿病)、軽い高コレステロール血症、軽い喘息又は肺気腫、自律神経不安定症、痔の痛み、ストレスによる諸症状 (睡眠障害、うつ状態など)、病後回復期、疲労回復、健康増進。</p> <p>(2)泉質別適応症 (浴用)</p> <p>きりきず、末梢循環障害、冷え性、うつ状態、皮膚乾燥症。</p> <p>(3)泉質別適応症 (飲用)</p> <p>この温泉は飲用に利用しない。</p>	
<p>6 入浴又は飲用上の注意</p> <p>(1)浴用の方法及び注意 温泉の浴用は、以下の事項を守って行う必要がある。</p> <p>ア 入浴前の注意</p> <p>(ア) 食事の直前、直後及び飲酒後の入浴は避けること。酩酊状態での入浴は特に避けること。</p> <p>(イ) 過度の疲労時には身体を休めること。</p> <p>(ウ) 運動後30分程度の間は 身体を休めること。</p> <p>(エ) 高齢者、子供及び身体の不自由な人は、1人での入浴は避けることが望ましいこと</p> <p>(オ) 浴槽に入る前に、手足から掛け湯をして温度に 慣らすとともに、身体を洗い流すこと。</p> <p>(カ) 入浴時、特に起床直後の入浴時などは脱水症状等にならないよう、あらかじめコップ一杯程度の水分を補給しておくこと。</p> <p>イ 入浴方法</p> <p>(ア) 入浴温度 高齢者、高血圧症若しくは心臓病の人又は脳卒中を経験した人は42℃以上の高温浴はさけること。</p> <p>(イ) 入浴形態 心肺機能の低下している人は、全身浴よりも半身浴又は部分浴が望ましいこと。</p> <p>(ウ) 入浴回数 入浴開始後数日間は、1日当たり1～2回とし、慣れてきたら2～3回まで増やしてもよいこと。</p> <p>(エ) 入浴時間 入浴温度により異なるが、1回当たり、初めは3～10分程度とし、慣れてきたら15～20分程度まで延長してもよいこと。</p> <p>ウ 入浴中の注意</p> <p>(ア) 運動浴を除き、一般に手足を軽く動かす程度にして静かに入浴すること。</p> <p>(イ) 浴槽から出る時は、立ちくらみを起こさないようにゆっくり出ること。</p> <p>(ウ) めまいが生じ、又は気分が不良になった時は、近くの人に助けを求めつつ、浴槽から頭を低い位置に保ってゆっくり出て、横になって回復を待つこと。</p> <p>エ 入浴後の注意</p> <p>(ア) 身体に付着した温泉成分を温水で洗い流さず、タオルで水分を拭き取り、着衣の上、保温及び30分程度の安静を心がけること (ただし、肌の弱い人は、刺激の強い泉質 (例えば酸性泉や硫黄泉等) や必要に応じて塩素消毒等が行われている場合には、温泉成分を温水で洗い流した方がよいこと。)</p> <p>(イ) 脱水症状等を避けるため、コップ一杯程度の水分を補給すること。</p> <p>オ 湯あたり</p> <p>温泉療養開始後、おおむね3日～1週間前後に、気分不快、不眠若しくは消化器症状等の湯あたり症状又は皮膚炎などが現れることがある。このような状態が現れている間は、入浴を中止するか、又は回数を減らし、このような状態からの回復を待つこと。</p> <p>カ その他</p> <p>浴槽水の清潔を保つため、浴槽にタオルは入れないこと。</p> <p>(2)飲用の方法及び注意 この温泉は飲用に利用しない。</p>	
<p>(注) この別表は、温泉法第18条による掲示に必要な参考資料となるものである。</p>	
<p>令和 5 年 (2023年) 7 月 2 8 日</p> <p style="text-align: right;">決定者 北海道立衛生研究所長 </p>	